

【適用ガイダンス】

基準 13.3 個々の内部監査業務の目標及び範囲

要求事項

内部監査人は、個々の内部監査業務ごとに目標及び範囲を定め、文書化しなければならない。

個々の内部監査業務の目標には、個々の内部監査業務の目的を明確に示し、達成すべき具体的なゴールを記述しなければならない。目的やゴールには法令や規制によって義務付けられているものを含める。

範囲は、個々の内部監査業務の対象となる活動、場所、プロセス、システム、構成要素、期間、及びレビューの対象となるその他の要素を特定することにより個々の内部監査業務の焦点とする事項及び境界を確立し、個々の内部監査業務の目標を達成するのに十分なものでなければならない。

ステークホルダーの期待事項及び「グローバル内部監査基準」の要求事項が個々の内部監査業務の種類によって異なることから、内部監査人は、個々の内部監査業務の意図していることがアシュアランス業務なのかアドバイザリー業務なのかを検討しなければならない。

範囲の制約が識別された場合には、解決に向けて経営管理者と協議しなければならない。範囲の制約とは、資源の制約、又は人員、施設、データ及び情報へのアクセスの制限など、内部監査人が監査プログラムで期待されたとおりに業務を実施することを妨げるアシュアランス業務上の状況をいう（基準13.5（個々の内部監査業務の資源）も参照のこと）。

経営管理者との間で解決に至らない場合、内部監査部門長は、確立された手法に従って、監査範囲の制約の問題を取締役会に上申しなければならない。

内部監査人は、個々の内部監査業務の進捗に伴い、個々の内部監査業務の目標

及び範囲を変更する必要性が明らかになった場合には、変更する柔軟性がなければならない。

内部監査部門長は、個々の内部監査業務の目標及び範囲、並びに個々の内部監査業務中に生じた変更を承認しなければならない。

【目的】

本適用ガイダンスの目的は、内部監査人が、内部監査部門長が策定した内部監査の計画に従って実施する個々の具体的な内部監査業務ごとの目標及び範囲を定め、文書化するに当たって考慮すべき点及び監査範囲の制約の問題を上申すべき取締役会の解釈を明らかにすることにある。

- ① 個々の内部監査業務の目標
- ② 個々の内部監査業務の範囲
- ③ 監査範囲の制約の問題を上申すべき取締役会

【ガイダンス】

1. 個々の内部監査業務の目標

内部監査が、組織体が成功裏（効果的や合法的かつ合理的）に目標を達成する可能性を高めるために実施されることに鑑みると、年度の監査計画はもとより個々の内部監査業務においても、その目標はレビューの対象となる活動の事業目標や組織体の事業目標と整合させるべきである。その際、個々の内部監査業務の目標は、当該監査業務の目的を明確に示すとともに、達成すべきゴールを具体的に記述しなければならない。

個々の内部監査業務にアシュアランス業務が含まれる場合には、当該目標はリスク評価の結果を反映するものでなければならず、重大な誤謬、不正、コンプライアンス違反及びその他のエクスポージャー（リスクにさらされている度合い）の可能性を考慮しなければならない。

また、個々の内部監査業務にアドバイザリー業務が含まれる場合には、その目標に、依頼者と合意した範囲内におけるガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスを取り入れなければならない。

内部監査人は、個々の内部監査業務の進捗に伴い、個々の内部監査業務の目標を変更した場合には、適時にレビューの対象となる活動の経営管理者に伝えられ、変更理由及び変更内容並びに内部監査部門長による承認の旨を監査調書等に文書化しなければならない。

2. 個々の内部監査業務の範囲

個々の内部監査業務の目標を設定した後、内部監査人は、専門職としての判断を用い、必要に応じて個々の内部監査業務の監督者（内部監査部門長又は当該監督責任を委譲された者）と協議の上、個々の内部監査業務の範囲を決定すべきである。当該範囲は、レビュー対象の活動、場所、プロセス、システム、構成要素、期間、及びレビューの対象となるその他の要素から決定され、個々の内部監査業務の目標を達成するために十分広くなければならない。

個々の内部監査業務にアシュアランス業務が含まれる場合には、業務委託先等第三者の管理下にあるものを含め、関連するシステム・記録・人員・物的財産を考慮しなければならない。

個々の内部監査業務にアドバイザリー業務が含まれる場合には、内部監査人は、業務実施中に、設定された個々の業務の範囲が不十分かもしれないという懸念を持ったとき、当該業務を見直すべきかどうか依頼者と協議しなければならない。また、内部監査人は、個々のアドバイザリー業務の実施中、個々の業務の目標に見合ったコントロール手段を対象にするとともに、重大なコントロール上の諸問題に注意を払わなければならない。

内部監査人は、個々の内部監査業務の進捗に伴い、個々の内部監査業務の範囲を変更した場合には、適時にレビューの対象となる活動の経営管理者に伝え、変更理由及び変更内容並びに内部監査部門長による承認の旨を監査調書等に文書化しなければならない。

3. 監査範囲の制約の問題を上申すべき取締役会

範囲の制約が識別され、レビューの対象となる活動の経営管理者、さらには必要に応じてより上位の経営管理者（例えば、社長、CEO）と協議してもなお解決に至らない場合には、内部監査部門長は、基準 8.1（取締役会による対話）に基づいて確立された方法で、監査範囲の制約の問題を解決するための権限を有する取締役会に上申しなければならない。

この場合、上申すべき取締役会とは、以下のうち少なくともいずれか 1 つ以上を指す。

- ① 取締役会（会社法上の機関）

- ② 監査委員会、監査等委員会又は監査役会
- ③ 相応なガバナンス機能の権限を有する会社独自の会議体